

飛鳥交通共済協同組合

4月1日から交通共済事業を開始

タクシー事業大手の飛鳥交通グループが1月に設立した飛鳥交通共済協同組合(飛鳥交通共済)は4月1日から交通共済事業を開始する。グループ会社14社が所有するハイヤー

・タクシーを対象に対人・対物賠償責任共済を提供。今年を「事故撲滅元年」と位置づけ、交通事故による損害をグループ内で管理することにより、運行管理者やタクシー乗務員の事故防止に対する意識の向上、グループの事故関連コスト削減を図る考えだ。

自動車保険と同水準になる予定で、グループ会社の営業所別損害率によって翌年以降の各営業所の掛け金が変わる。対象となるのは協同組合の組合員であるグループ会社14社が所有するハイヤーやタクシーで、約1500車両に上る。各営業所に損害率が明確になるため、運行管理者やタクシー乗務員が交

通事故を損保会社任せではなく、自分たちの問題として取り組む意識改革を狙いとしている。

飛鳥交通共済は現在、4月1日からの事業開始に向けて体制整備を急ピッチで進めている。スタツフは10人程度を予定しており、

対人・対物の損害査定スタツフを3人ずつ配置。共済システムの構築は、システムインテグレーター最大手の(株)大塚商会(東京都千代田区)により最終調整を行っている。

また、共済事業以外の、組合員向けの交通安全教育に向けた取り組みも、すでに開始している。

一昨年から協同組合設立の検討を開始した。関東運輸局と協議を進める一方、収支シミュレーションを重ね、昨年春から具体的な設立準備に入った。11月10日に正式に認可申請を行い、12月20日に協同組合設立および共済規程の認可を受け、1月5日に法人として設立した。

飛鳥交通共済の代表理事を務める川野繁氏は「タクシー事業は公共の交通機関であり、顧客を安全に目的

地まで届ける、輸送の安全確保」という社会的責任を厳しく求められている。そのような要請に応えるためには、グループの社員一人一人が交通事故に対して危機意識を高め、事故防止に努めなければならない。これから予想され、サブイバル戦略の一環として経費削減を図るためにも思い切ったチャレンジをしてみたい」と協同組合設立の理由を説明、今後の共済事業の発展に意欲を見せている。

グループ約1500車両が対象